

# 自治ひょうご

1639号

2023. 10. 15

月2回(1日、15日)発行 定価10円

購読料は組合費に含まれる。

自治労兵庫県本部

書記長/尾西亮太郎・編集人/秦 信昭

## 当面の日程

- 17日 県本部単組代表者会議 (神戸市教育会館/サテライト会場)
- 22日 ひょうご「沖繩連帯集会」(兵庫県学校厚生会)
- 25日 兵退連定期総会 (グリーンヒルホテル明石)
- 26日 連合兵庫定期大会 (メリケンパークオリエンタルホテル)
- 31日 狭山事件の再審を求める市民集会 (日比谷野外音楽堂)



全日本自治団体労働組合 兵庫県本部

〒650-0004 神戸市中央区中山手通3-4-8 大東ビル TEL078-392-0820 FAX 078-392-0920  
http://www.jichiro-hyogo.jp/ E-mail:jhyogo@jichiro-hyogo.jp

## 今年の給与勧告のポイント

～過去5年の平均と比べ、約10倍のペースアップ～

- ①民間給与との格差：3,869円 [0.96%] を解消するため、初任給を高卒：約8% [12,000円]、大卒：約6% [11,000円] 引き上げる等、俸給表を引き上げ改定
  - ②ボーナスを0.10月分引き上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
  - ③テレワーク中心の働き方をとする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額3,000円]
- ※過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以來29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準。

<ボーナス>

年間4.40月分⇒4.50月分 (+0.10月分)

期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.02月(支給済)	1.25月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00月(支給済)	1.05月(現行1.00月)
6年度以降 期末手当	1.225月	1.225月
勤勉手当	1.025月	1.025月

員については期末手当勤勉手当とも0.025月引き上げとなる。

手当に関しては、在宅勤務等の働き方が広がっており、光熱・水道費等の負担軽減として在宅勤務(10日以上)の手当月額3000円を新設した。

勤務時間に関する勧告では、フレックスタイムのさらなる柔軟化のため勤務時間法改正により「勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能」(2025年4月実施)との勧告のほか、勤務時間インターバルの努力義務規定、夏季休暇の使用可能期間、交替制勤務者の年次休暇の使用単位(15分単位)の見直し等、現時点の考え方や法令・通知等の改正の方向性が示された。

人事管理に関する報告「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」骨格案では、初任給近辺の俸給月額引き上げ、勤勉手当の成績率上限の引き上げ、地域手当の大括り化、扶養手当の見直し等が示された。

- ① 確定闘争ヤマ場
- 第1波行動日 11月10日(金)
- 第2波行動日 11月17日(金)

10月17日に単組代表者会議を開催、さらに10月18日以降に県本部・ブロックによる全単組オルグを実施し、単組との情報共有、意思統一をはかる。

【日程と戦術】

人事院は2023年8月7日、月例給を0.96%(3869円)引き上げや、一時金の支給月数0.1月引き上げ等を内容とする勧告及び職員の勤務時間の改定に関する勧告や、人事管理に関する報告を行った。

また、非常勤職員の給与改定について、常勤の改定に比べて、非常勤の給与改定率と、26年ぶりの大きな改定率となったが、物価高騰の現状

## 1 2023 人事院勧告の概要

人事院は2023年8月7日、月例給を0.96%(3869円)引き上げや、一時金の支給月数0.1月引き上げ等を内容とする勧告及び職員の勤務時間の改定に関する勧告や、人事管理に関する報告を行った。

また、非常勤職員の給与改定について、常勤の改定に比べて、非常勤の給与改定率と、26年ぶりの大きな改定率となったが、物価高騰の現状

を踏まえると大変不満の結果となった。

一時金については、年間支給月数を0.1月引き上げ、期末手当 勤勉手当とも0.05月とし、再任用職

## 2 2023 確定闘争の推進

【重点課題】

県本部は、自治体労働者の生活を守る賃金・労働条件の確保に向けて、2023確定闘争で次の4つの重点課題を設定し、取り組みを進める。

- ① 給与の引き上げ改定
- ② 中途採用者の賃金改善
- ③ 賃金改善に向けた1単組1要求
- ④ ☆会計年度任用職員賃金の引き上げ週及改定。勤勉手当支給に向けた条例改正

【単組の取り組み】

単組は、国会での給与法の動向に関わらず、主体的な交渉・妥結をめざし、前記①に示したヤマ場にむけて交渉を積み上げることとする。

10月17日に開催する県本部単組代表者会議への参加などを通して、人事院勧告内容とその問題点を学習し、「要求・交渉・妥結書

面「協約化」の交渉サイクルの確立に取り組む。

また、本部・県本部が設定する重点課題・妥結基準のほか、賃金到達に向けた単組課題や職場実態を踏まえた単組重点(優先)課題を必ず設定し、要求することとする。

さらに組合員を対象に、賃金制度と自治体労働者としての理解を深めることを目的とした賃金制度等に関する学習会を開催する。

県本部が設定する到達基準の未到達妥結は、他単組の交渉に大きな悪影響を与えることから、統一行動日以前での妥結は、県本部との協議を前提とする。

## 確定闘争に結集を

# 年内差額支給をめざす 統一行動日を11月10日と17日に配置

## 2023確定闘争勝利 県本部総決起集会

日時 2023年11月1日(水) 14時から

場所 県庁前・県民オアシス

内容 集会とデモ行進を予定

※総決起集会当日10時30分から神戸市教育会館で、秋期闘争勝利!青年女性決起集会を開催します。

いまいち座 茶室 豊岡市職労

跳べるのか?

10月に入りようやく涼しくなってきた。学生時代の秋と言えば、修学旅行を思い出す。ただし、当時ヤンチャだった私の場合「他校の生徒とケンカでもしたら一大事だ」ということで先生がつきつきりだったため、あまりいい思い出ではない。還暦となり、もちろん今はその見影もなく、組合専従として活動をさせていただいている▼10月から秋期闘争が本格化する。ご承知のとおり、給与も一時金も引き上げとなった人事院勧告ではあるが、物価上昇分にも満たない。秋期闘争では初任給格付けや昇格運用の改善などを独自要求し、実質賃金アップを勝ち取ることが必要だと思うが、皆さんはどうお考えか? 私たちの取り組みは頑張り続けることばちろんだが、真摯でなければと思う。ただし、今の状況を鑑みれば、ヤンチャはだめだが、ストライキ配置など、もう少し大胆な取り組みも必要ではないか!

大 植 賢 (豊岡市職労)

### 到達目標(ポイント賃金)

30歳	261,213円
35歳	308,497円
40歳	360,194円

※国公行(一)ポイント賃金

30歳 3級17号水準	262,300円
35歳 3級48号水準	309,100円
40歳 4級54号水準	360,500円

上記の到達目標は、2017年実施の賃金実態調査を基準に、賃金PT報告に基づく算出方法により設定。具体的には、2006給与構造改革により引き下げられた4.8%と、2015給与制度の総合的見直しにより引き下げられた2.0%を加えた6.8%、さらに旧調整手当(地域手当相当)に、2017年度賃金実態調査における実在者中央値に乗じて算出。

### 3 年末一時金闘争の推進

一時金のたたかいは、県本部統一闘争と位置づけ、統一交渉・統一行動を基本として、ブロック共闘を重視して取り組む。

地方公務員にとって「人勸」は賃金決定の一要素であることから、年末一時金については以下の課題等を踏まえ、必ず労使で交渉し、妥結することとする。

①人勸の引き上げ分を最低基準として、さらなる支給月数改善を求める。

②職場に差別と分断を持ち込まないため、勤勉手当の成績率運用の導入を認めない。(成績率1.00月を標準とする。0.04月の運用を認めない)

③期末・勤勉手当の算定基礎額および傾斜配分(役職加算)の維持・改善を求める。

④人事評価結果の成績率への反映について、未導入の単組は一方的な導入を許さない取り組み、導入済みの単組は反映結果の検証・改善を求める。

⑤会計年度任用職員の一時金については、常勤職員との均等待遇を追求し、常勤職員に支給される期末・勤勉手当総額の支給を求める。

一時金支給状況

年	支給月数	前年比
2000年	4.75	-
2001年	4.70	▲0.05
2002年	4.65	▲0.05
2003年	4.40	▲0.25
2004年	4.40	0
2005年	4.45	0.05
2006年	4.45	0
2007年	4.50	0.05
2008年	4.50	0
2009年	4.15	▲0.35
2010年	3.95	▲0.20
2011年	3.95	0
2012年	3.95	0
2013年	3.95	0
2014年	4.10	0.15
2015年	4.20	0.10
2016年	4.30	0.10
2017年	4.40	0.10
2018年	4.45	0.05
2019年	4.50	0.05
2020年	4.45	▲0.05
2021年	4.30	▲0.15
2022年	4.40	0.10
2023年	4.50	0.10

### 4 会計年度任用職員等の処遇改善

地方自治法の改正を踏まえ、会計年度任用職員への勤勉手当支給にむけた条例改正や、その他の賃金・労働条件についても均等均衡に基づき常勤職員との処遇改善を行うこととなる。また、給与改定は常勤職員と同様に適及改定を求める。自治体で働くすべての会計年度任用職員等が安心して働き続けられるよう、賃金・労働条件の確立を求め、次のとおり要求し、取り組む。

①会計年度任用職員に勤勉手当を支給できるように条例改正を行うこと ②会計年度任用職員の期末・勤勉手当の支給月数については、常勤職員と同月数とすること ③会計年度任用職員の人事評価については、簡便な制度とするとともに勤勉手当の成績率に差をつけない運用とすること ④給料・報酬について、類似する職務に従事する常勤職員と同じ給料表を適用すること。また、常勤職員と異なる運用をしている(前歴換算・昇給幅・昇給上限等)ため、均衡がはかられていない場合にについては、給料・報酬を改善すること。独自給料表の単組については、勧告による引き上げ分を上回る給料表の改善を行うこと ⑤一時金の支給月数の増額改定が勤勉手当に振り分けられた2023年度の増額分を期末手当で支給すること ⑥給

る。特に今年度は、0.1月を期末手当での引き上げを求める。

#### 【日程・戦術】

2023賃金確定闘争と連動するたたかいをめざし、確定闘争第2波行動日の11月17日を基準に、1時間ストライキを上限として設定する。

#### 【次年度に向けて】

この年末一時金闘争において、次年度の支給月数を含めて協議・妥結する単組が多くある。次年度の夏期一時金については、改めて2024年6月に設定する夏期一時金闘争において要求・交渉を行うので、今闘争では、当局と「次年度の支給月数については、改めて協議する」という確認をするよう留めておくこととする。

### 5 政策実現に向けて

自治労定期大会において、「共生と連帯に基づく持続可能な社会」を実現し、地域で働く公共サービス労働者の声を国政に反映させ、勤労者の生活改善のための政策を推進するため、現職組織内の「岸まさこ」さんの再選をめざし参議院選挙闘争を推進することが決定された。

県本部はこの決定を重く受け止め、全単組、組合員の力を結集し勝利に向けて取り組みを推進する。

比例代表「岸まさこ」の

取り組みは、ほとんどの組合員が直接候補者に会うことができない中で、いかに「岸まさこ」を浸透させるかが問われる取り組みとなる。単組は、比例代表選挙における岸まさこ参議院議員の推薦決定を早急に行い、組合員の支持を広げていくよう要請する。

また、2023年内の衆議院解散・総選挙の可能性も残されており、その動向を十分に注視する必要がある。県本部は8月の執行委員会、兵庫県内各選挙で

以下の予定候補者を推薦決定しており、各単組においても総選挙に向けて闘争体制の整備を要請する。

**【推薦】**

- 2区・ふなかわ治郎 (立憲民主党公認・新人)
- 4区・今泉まお (立憲民主党公認・新人)
- 6区・桜井シユウ (立憲民主党公認・現職)
- 10区・おきま子 (立憲民主党公認・新人)

**【支持】**

- 1区・いさか信彦 (立憲民主党公認・現職)

#### 2024年度 上半期 行動計画 (案)

県本部	本	中	央	本	部
会	議	日	程	日	程
議	日	程	争	日	程
日	程	争	日	程	争
10	10	11	13	26	28~29
17	17	20	20	26	28~29
25	25	31	31	26	28~29
28	28	1	1	2	28~29
11	11	1	1	2	28~29
10	10	10	10	7~8	28~29
12	12	17	17	11~13	28~29
1	1	中旬	中旬	9	29~30
2	2	下旬	下旬	29~30	29~30
2	2	上旬	上旬	29	29
9	9	上旬	上旬	29	29
10	10	上旬	上旬	29	29
22~23	22~23	上旬	上旬	29	29

自治労組合員のみなさんへ

広げよう!!

**たすけあいありがとう**

キャンペーン | キャンペーン期間 ※抽選は2回に分けて実施します。 2023.10.1~2024.5.31

自主福祉運動は、組合員自らの手で「助け合い」を形にする共助の運動です。助け合いの輪が大きくなるほど、ひとりひとりの安心も大きくなります。自治労は、非営利の生活協同組合である「じちろう共済」の各種共済を助け合いの共済として推進しています。「じちろう共済」は、2023年6月に「こくみん共済 coop」と統合10周年を迎え、自治労はさらに助け合いの輪を広げるために「広げようたすけあい ありがとうキャンペーン」を実施します。

組合活動に参加してキャンペーンに応募しよう!

キャンペーン期間中に、組合で開催する自主福祉運動や共済制度に関する学習会等へ参加していただいた組合員を対象に「抽選」で賞品を進呈します。また、抽選キャンペーンへの応募1件につき、100円を子ども食堂に寄付します。詳しくは組合までお問い合わせください。

抽選で賞品が当たる!

あなたの参加が子ども食堂への寄付に!

世界的人気 / Hydro Flaskのボトル

自治労本部 共済推進委員会

全労済自治労共済本部資料より引用